



企企第0730002号  
令和2年7月30日

関係各位

独立行政法人福祉医療機構

理事長 中村 裕



独立行政法人福祉医療機構貸付利率の改定について

当機構の業務につきましては、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般、当機構の貸付利率を変更し、令和2年8月3日以降の貸付けから適用することとしましたので通知いたします。詳細につきましては福祉医療機構ホームページ・金利情報ページ (<https://www.wam.go.jp/hp/kinri-tabid-67/>) よりご確認ください。

<主な変更内容>

○ 固定金利貸付

福祉貸付 医療貸付	社会福祉事業施設		介護関連施設		営利法人等が行う 認知症高齢者 GH 等	
	病院・診療所 [新築・甲種増改築]		介護老人保健施設 介護医療院		病院・診療所 [乙種増改築]	
償還期間	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
償還期間 10年以内	0.208%	0.206%	0.308%	0.306%	0.708%	0.706%
償還期間 10年超11年以内	0.220%	0.220%	0.320%	0.320%	0.720%	0.720%
償還期間 11年超12年以内	0.240%	0.240%	0.340%	0.340%	0.740%	0.740%
償還期間 12年超13年以内	0.250%	0.250%	0.350%	0.350%	0.750%	0.750%
償還期間 13年超14年以内	0.270%	0.280%	0.370%	0.380%	0.770%	0.780%
償還期間 14年超15年以内	0.290%	0.300%	0.390%	0.400%	0.790%	0.800%
償還期間 15年超16年以内	0.400%	0.400%	0.500%	0.500%	0.900%	0.900%
償還期間 16年超17年以内	0.400%	0.400%	0.500%	0.500%	0.900%	0.900%
償還期間 17年超18年以内	0.400%	0.400%	0.500%	0.500%	0.900%	0.900%
償還期間 18年超19年以内	0.400%	0.400%	0.500%	0.500%	0.900%	0.900%
償還期間 19年超20年以内	0.400%	0.500%	0.500%	0.600%	0.900%	1.000%
償還期間 20年超21年以内	0.500%	0.500%	0.600%	0.600%	1.000%	1.000%
償還期間 21年超22年以内	0.500%	0.500%	0.600%	0.600%	1.000%	1.000%
償還期間 22年超23年以内	0.500%	0.500%	0.600%	0.600%	1.000%	1.000%
償還期間 23年超24年以内	0.500%	0.500%	0.600%	0.600%	1.000%	1.000%
償還期間 24年超25年以内	0.500%	0.500%	0.600%	0.600%	1.000%	1.000%
償還期間 25年超26年以内	0.600%	0.600%	0.700%	0.700%	1.100%	1.100%
償還期間 26年超27年以内	0.600%	0.600%	0.700%	0.700%	1.100%	1.100%
償還期間 27年超28年以内	0.600%	0.600%	0.700%	0.700%	1.100%	1.100%
償還期間 28年超29年以内	0.600%	0.600%	0.700%	0.700%	1.100%	1.100%
償還期間 29年超30年以内	0.600%	0.600%	0.700%	0.700%	1.100%	1.100%

※ 施設により選択できる償還期間に上限がありますので、詳細は金利情報ページ等をご確認ください。

## 総合的かつ計画的に講ずべき施策

(3)  
不正防止の徹底と利用しやすさとの調和  
—安心して利用できる環境整備—  
〈別紙4参照〉

- 現行の後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策(預貯金の適切な管理、払戻方法等)を検討する。
- 今後の専門職団体の対応強化等の検討状況を踏まえ、より効率的な不正防止のための方策を検討する。
- 移行型任意後見契約における不適切事例については、地域連携ネットワークでの発見・支援とともに、実務的な対応を検討する。

(4)  
制度の利用促進に向けて取り組むべきその他の事項

- 任意後見契約のメリット等の周知、相談対応を進める。
- 成年後見制度利用に係る費用助成について、各市町村において、国の補助制度の活用や、国が明らかにしている助成対象の取扱いを踏まえた対応を検討する。(例えば保佐・補助や本人申立て等の取扱い)
- 市町村は国の計画を勘案して市町村計画の策定に努める。

(5)  
国、地方公共団体、関係団体等の役割

- 市町村の役割:中核機関の設置、地域連携ネットワークの段階的整備等
- 都道府県の役割:広域的見地からの市町村の支援等
- 国の役割:財源を確保しつつ国の予算事業の積極的な活用を促す、先進的な取組例の紹介など  
※関係団体(福祉関係者団体・法律関係者団体)の積極的な協力が重要

(6)  
成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な者への支援等の検討

- 医療や福祉関係者等の合意を得ながら、医療・介護等の現場において関係者が対応を行う際に参考となるような考え方を、指針の作成等を通じて社会に提示し、成年被後見人等の具体的な役割等が明らかになっていくよう、できる限り速やかに検討する。

(7)  
成年被後見人等の権利制限に係る措置の見直し

- 成年被後見人等の権利に制限が設けられている制度(いわゆる欠格条項)について検討を加え、速やかに必要な見直しを行う。

(8)  
死後事務の範囲等

- 平成28年10月に施行された改正法の施行状況を踏まえつつ、事務が適切に行われるよう必要に応じて検討を行う。

<主な変更内容(つづき)>

○ 10年経過毎金利見直し貸付 [10年間の適用金利]

借入種別	社会福祉事業施設		介護関連施設		営利法人等が行う 認知症高齢者GH等	
	病院・診療所 [新築・甲種増改築]		介護老人保健施設 介護医療院		病院・診療所 [乙種増改築]	
償還期間	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
償還期間 10年超 11年以内	0.210%	0.209%	0.310%	0.309%	0.710%	0.709%
償還期間 11年超 12年以内	0.220%	0.210%	0.320%	0.310%	0.720%	0.710%
償還期間 12年超 13年以内	0.220%	0.220%	0.320%	0.320%	0.720%	0.720%
償還期間 13年超 14年以内	0.220%	0.220%	0.320%	0.320%	0.720%	0.720%
償還期間 14年超 15年以内	0.220%	0.220%	0.320%	0.320%	0.720%	0.720%
償還期間 15年超 16年以内	0.220%	0.220%	0.320%	0.320%	0.720%	0.720%
償還期間 16年超 17年以内	0.220%	0.220%	0.320%	0.320%	0.720%	0.720%
償還期間 17年超 18年以内	0.220%	0.220%	0.320%	0.320%	0.720%	0.720%
償還期間 18年超 19年以内	0.220%	0.220%	0.320%	0.320%	0.720%	0.720%
償還期間 19年超 20年以内	0.220%	0.220%	0.320%	0.320%	0.720%	0.720%
償還期間 20年超 21年以内	0.220%	0.220%	0.320%	0.320%	0.720%	0.720%
償還期間 21年超 22年以内	0.220%	0.220%	0.320%	0.320%	0.720%	0.720%
償還期間 22年超 23年以内	0.220%	0.220%	0.320%	0.320%	0.720%	0.720%
償還期間 23年超 24年以内	0.220%	0.220%	0.320%	0.320%	0.720%	0.720%
償還期間 24年超 25年以内	0.220%	0.220%	0.320%	0.320%	0.720%	0.720%
償還期間 25年超 26年以内	0.220%	0.220%	0.320%	0.320%	0.720%	0.720%
償還期間 26年超 27年以内	0.220%	0.220%	0.320%	0.320%	0.720%	0.720%
償還期間 27年超 28年以内	0.220%	0.220%	0.320%	0.320%	0.720%	0.720%
償還期間 28年超 29年以内	0.220%	0.220%	0.320%	0.320%	0.720%	0.720%
償還期間 29年超 30年以内	0.220%	0.220%	0.320%	0.320%	0.720%	0.720%

※ 施設により選択できる償還期間に上限がありますので、詳細は金利情報ページ等をご確認ください。

○ その他

借入種別	変更前	変更後
福祉貸付		
経営資金	0.804%	0.803%
社会福祉法人の経営高度化資金	0.504%	0.503%
医療貸付		
機械購入資金(償還期間5年以内)	1.004%	1.003%
長期運転資金	0.804%	0.803%
地域医療構想支援資金	0.508%	0.507%
働き方改革支援資金	0.508%	0.507%

以上

(発信人) 独立行政法人福祉医療機構 企画管理部企画課 堀之内・木村  
 TEL 企画課直通 03(3438)9930 FAX 企画課 03(3438)0383  
 ※送付書については省略させていただきます。(送付枚数 計2枚、本紙含む)  
 ※組織変更等により宛先の変更が必要な場合は、お手数ですがご連絡をお願い致します。

## 総合的かつ計画的に講ずべき施策

(1)  
利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善  
— 制度開始時・開始後における身上保護の充実 —

<別紙2参照>

- 高齢者と障害者(本人)の特性に応じた意思決定支援を行うための指針の策定等に向けた検討や、検討の成果を共有・活用する。
- 本人の意思・身上に配慮した後見事務を適切に行うことのできる後見人等を家庭裁判所が選任できるようにするための仕組みを検討する。
- 本人の権利擁護を十分に図る観点から、後見人等の交代を柔軟に行うことを可能とする環境を整備する。
- 後見・保佐・補助の判別が適切になされるよう、医師が本人の置かれた家庭的・社会的状況も考慮しつつ適切な医学的判断を行える、診断書等の在り方を検討する。

(2)  
権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

<別紙3参照>

- 以下の3つの役割を果たす地域連携ネットワークの整備を進める。
    - ・権利擁護支援の必要な人の発見・支援
    - ・早期の段階からの相談・対応体制の整備
    - ・意思決定支援・身上保護を重視した後見活動を支援する体制の構築
  - 地域連携ネットワークの基本的仕組み
    - ・「チーム」対応(福祉等の関係者と後見人等がチームとなって本人を見守る体制の整備)
    - ・「協議会」等(福祉・法律の専門職団体が協力して個別のチームを支援する仕組みの整備)
  - ➡地域連携ネットワークの整備・運営の中核となる機関が必要。
    - ◎地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能等
      - ・広報機能(権利擁護の必要な人の発見、周知・啓発等)
      - ・相談機能(相談対応、後見ニーズの精査、見守り体制の調整等)
      - ・利用促進(マッチング)機能
      - ・後見人支援機能(チームによる支援、本人の意思を尊重した柔軟な対応等)
      - ・不正防止効果
    - ◎中核機関の設置・運営形態
      - ・設置の区域:市町村の単位を基本とする。(複数の市町村での設置も検討)
      - ・設置の主体:市町村の設置が望ましい。(委託等を含め地域の実情に応じた柔軟な設置)
      - ・運営の主体:市町村による直営又は委託など(業務の中立性・公正性の確保に留意)
- ※専門職団体は、地域連携ネットワーク及び中核機関の設置・運営に積極的に協力